

【加入時にご持参いただく書類】 ※保険料等の金額は別にご案内いたします

書 類	連絡事項
(1) マイナンバー入り住民票（原本） <u>3か月以内に取得したもの</u>	<p>▼住民票を取得するときの注意事項</p> <p>①マイナンバー（個人番号）入りに限ります。 本籍以外の記載事項が省略されていないものをご用意ください。 <u>世帯全員等が確認できない場合は、再取得となりますのでご注意ください。</u></p> <p>②家族に外国籍の方がいる場合は外国人住民となった年月日、国籍等、在留資格、在留期間等、在留期間等の満了の日が省略されていないもの</p> <p>③ご家族が加入する場合は原則、同一世帯が条件です。但し、就学のために組合員と異なる住所に住民票がある場合は在学証明書と対象者の住民票を添付してください。（第116条届併用）</p>
(2) 身分証明書（写）	<p>●組合員（代表者）の方のみご提出下さい。運転免許証・パスポートなど顔写真付</p>
(3) * 市町村国保、他国保組合、社保任意継続の方 → 現在加入中の健康保険証（写） * 社保の方 → 健康保険資格喪失証明書等（原本） ※状況によってご提出いただく書類が異なる場合があります。状況を詳しくお知らせください	<p>●加入者全員分をご準備下さい。</p> <p>①70歳以上の方は、「<u>高齢受給者証</u>」の写しを一緒に提出して下さい。</p> <p>②協会けんぽ等他の健康保険組合に加入している場合は、「<u>健康保険資格喪失証明書</u>」または「健康保険資格喪失予定通知書」（加入日の3週間以内のもの）を提出して下さい。なお、「健康保険資格喪失予定通知書」を提出した場合は後日、「健康保険資格喪失証明書」が追加で提出が必要となります。</p> <p>③社保任意継続の方で任意継続期間満了日より前に加入を希望される場合は、「健康保険資格喪失証明書」等で喪失日が確認できる書類が必要です。</p> <p>▼注意事項</p> <p>②③に該当する場合、資格喪失日は当国保組合加入日が同日であることが条件です。当組合の加入日以前に他の健康保険未加入期間がある場合は、一旦、市町村国民健康保険へ加入することが必要になります。市町村国保未加入期間分を遡って当国保組合への加入は出来ません。</p>
(4) 建設業の業種、個人事業である証明書類 ※業種については次ページの「建設連合国保が定める組合員の業種」に記載されている業種が確認できることが必要です。 ※提出された書類状況によって業種と状況の確認が難しい場合は、複数の書類を合わせて確認いたします ※「 <u>建設設計業</u> 」「 <u>測量業</u> 」「 <u>地質調査業</u> 」の方は、資格証の写しもお用意ください	<p>●状況により下記のいずれか1点をご準備下さい（番号は優先順）</p> <p>①最新の確定申告書の写し（税務署受付印、電子申告証明等があるもの） ・但し、職業欄に建設業の具体的な業種（例：大工・電気工事・建設設計業等）がわかるもの（わかりにくい場合は他の資料と合わせてご提出ください）</p> <p>②労働保険特別加入届の写し（国へ提出した書類） ・当組合加入日から1年以内のもの ・具体的な業種（例：大工・電気工事・設計業等）が明記しているもの ・労災保険に同時加入の場合は、当組合で準備いたします。 但し、労災加入日は国保加入日と同日かそれ以前であること</p> <p>③個人事業所の開業届の写し（税務署受付印があるもの） ・当組合加入日から1年以内のもの</p> <p>④見積書・請求書・請負契約書のいずれかの写し ・当組合加入日から1年以内のもので、取引内容から建設業の業種がわかるもの。事業主の住所、屋号、個人名の記載があり押印されたもの。</p> <p>（従業員の方）雇用証明書 ・個人事業所の従業員の方はこちらの提出をして下さい。様式の指定はありませんが①建設業②当国保組合が定める業種であること③従業員数が常時5人未満であることがわかる内容をご用意ください。 様式が準備できない方は当組合様式の雇用証明書を別途送付しますので、支部へご請求ください。</p>
(5) 引落口座確認書類等と届出印	<p>口座番号がわかる通帳またはキャッシュカード及び届出印をご持参下さい。 事前にご記入の上持参される場合は不要です。（他に手続きがある場合は必要）</p>

【加入金及び初回保険料等】 当国保組合は前納制です

加入金 + 保険料等2か月分	3か月目からの保険料等は毎月ご指定口座より引落予定です
----------------	-----------------------------